



### 遺産にはどのようなものがあるか

#### 遺産の範囲・8

##### 1 保証人（連帯保証人）・身元保証人の地位は相続される

保証には、保証（単純保証・普通保証）と連帯保証があります。いずれの場合も、債務者（主たる債務者・主債務者）が債務を履行しない（支払わない）場合に、債務者に代わって債務を履行する（支払う）義務を負うことを約する契約です。

保証する者（単純保証・普通保証する者）を保証人と言い、連帯保証する者を連帯保証人といいます（以下、単純保証・普通保証の場合は単に「保証」、「保証人」といいます）。

身元保証とは、雇用関係にある被用者（B：身元被保証人・身元本人）が雇用主（A）に対して損害を与えた場合のBのAに対する債務についてBに代わってその賠償をすることを約する保証契約を言い、このような保証人を身元保証人といいます。

2 身元保証人については、「身元保証に関する法律」という法律があり、身元保証人の責任の範囲や期間、責任の軽減などを定めていますが、その相続性・非相続性については定めていません。保証・連帯保証についても同じです。そのため、保証・連帯保証、身元保証が相続されるかされないかについて議論があります。

3 ここで、考えなければならないことは、保証人（以下、特に断らないかぎり、普通保証人、連帯保証人、身元保証を総称する）としての地位と、被保証人（保証・連帯保証における主債務者、身元保証における身元被保証人）の債務が既に発生している場合のその債務の両方です。

4 まず、主債務が既に発生していても、保証人も

保証人としてその債務の履行の責を現実にもっている場合です。

この段階で保証人が死亡した場合に、保証人の相続人は、保証人に現実化している債務を法定相続分相続（相続割合）に応じて相続します。

ただ、銀行取引や売買取引など継続する取引においては、保証人（身元保証を除く）が死亡した、例えば平成19年1月時点の債務は、順次の返済や借替え、毎月の買掛金を支払っては次の買掛金の発生が繰り返されることによって、消滅していることもあり得ます。これによって、保証人死亡時の債務が期間の経過によって存在なくなっていると、相続人（保証人の相続人）として負うべき保証責任が消失していることもありましょう。身元保証の場合、身元保証人死亡時に、身元被保証人BにAに対する損害賠償債務が発生していない場合は、身元保証人の相続人には相続すべき身元保証責任はないと言えます（その後BにAに対する損害賠償責任が発生しても身元保証人の相続人には関係ない）。

5 保証人（身元保証人を含む）の地位は相続されるか。基本的には、その地位は、相続されないものと考えてかまいません。その理由についてはいろいろな説がありますが、結論は一致しています。主債務・身元被保証人と保証人との人的な関係に根拠を置くのが通説的かもしれませんが、相続人が熟知しないところでなされた被相続人の保証行為により、どのような保証債務が発生しているのかいないのか、その債務額が幾らであるのか、将来責任を負うかもしれない範囲・金額が発生するのかしないのかなどが相続人に予測できないことから相続性を否定する考え方もあるようです。